

「障害」と「障がい」の表記について  
 本計画では「障害」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、国の法令等に基づく法律用語や施設名等の固有名称を除き、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

## 1 計画策定の背景・趣旨

本村においては、平成30年に「第3次北塩原村障がい者計画」、令和3年に「第6期北塩原村障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指してきました。

この度、3つの計画期間が令和5年度に終了することから、国の動向や社会情勢、これまでの本村の取組や障がい者のニーズを踏まえ、サービス提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は以下の法律に基づいて策定する法定計画です。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障害者施策の基本的方向性について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制と確保策を定める計画

## 3 計画の期間

本村における障がい者福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「第4次北塩原村障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。「第7期北塩原村障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

## 4 SDGsとの関連について

SDGs(エスディーゼズ)は、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、平成27年9月の国連サミットで採用された2030年までに達成すべき持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

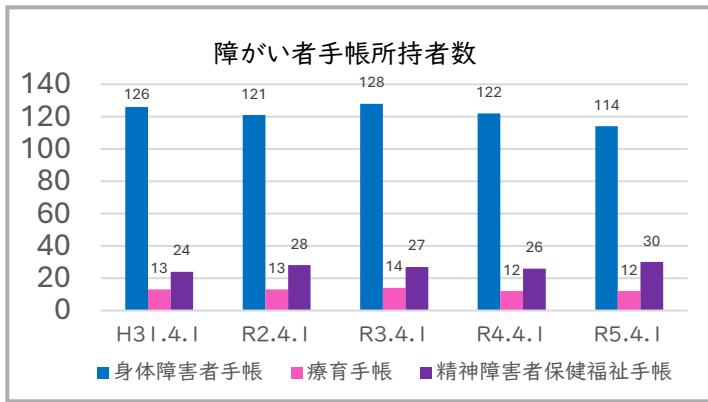
地方自治体の取組とSDGsは親和性が高く、第五次北塩原村総合計画に掲げる8つの政策目標の実現に向けて取り組んでいくことが、SDGsの基本理念に沿うものと考えています。障がい福祉の分野においてもSDGsの理念に沿って各施策を推進していきます。



<本計画と関連するSDGs>

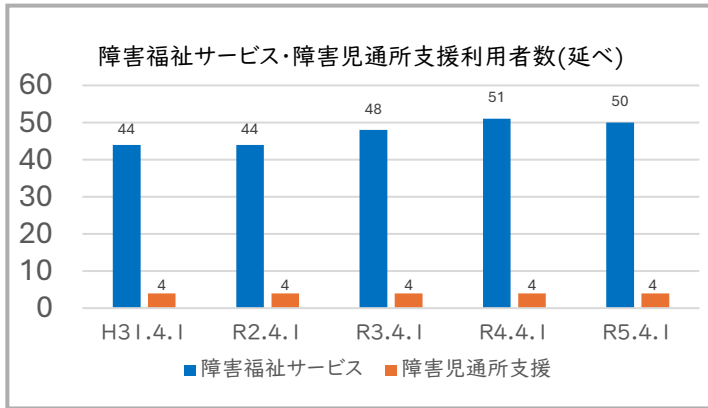


## 5 障がい者の現状



北塩原村の人口2,443人のうち  
身体障害のある人 ▶ 114人(4.7%)  
知的障害のある人 ▶ 12人(0.5%)  
精神障害のある人 ▶ 30人(1.2%)

↓  
障がいのある方は、**全体で156人で**  
**約15人に1人の割合**です。(R5.4.1現在)



障害福祉サービス・障害児通所支援の利用内訳  
(R5.4.1現在)

- ◇ 居宅介護 ▶ 2名
- ◇ 生活介護 ▶ 6名
- ◇ 自立訓練 ▶ 1名  
(生活訓練)
- ◇ 就労継続支援B型 ▶ 10名
- ◇ 共同生活援助 ▶ 7名
- ◇ 施設入所支援 ▶ 4名
- ◇ 計画相談支援 ▶ 20名
- ◇ 児童発達支援 ▶ 1名
- ◇ 放課後等デイサービス ▶ 1名
- ◇ 障害児相談支援 ▶ 2名

計 50名

計 4名

## 6 計画の基本理念

### 「障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格や個性を尊重し、 多様な価値観を認め合い、誰もが自分らしく輝くむら」

本計画では、障がいの有無に関係なく、地域に暮らす人々が、お互いに支え合いながら、共に生きる「地域共生社会」の理念を基本としています。そして、本村は、特性の異なる多様な地域が手を取り合い、各々の個性を磨きながら生活しています。これを踏まえ、人格や個性、価値観を認め合いながら、誰もが自分らしく生活できる地域社会の実現を基本理念とします。

## 7 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの目標を設定し、各種施策を推進します。

### ① 障がいへの理解を深め、交流を育むむら

障がいの有無に関わらず、個人の人格や個性を尊重し合うことを目指し、障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人に関する正しい理解が必要であるため、広報等を活用した啓発活動を推進していきます。

### ② 共に支え合い、誰もが安心して暮らせるむら

すべての人が共に協力し合い、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことを目指し、障がいにつながる疾病を予防・軽減するため、保健・医療との連携や災害などの緊急時における安全・安心の確保に取り組みます。

### ③ みんなが輝き、自立した生活を送れるむら

生きがいを持って活動できる社会を目指し、障がいのある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるように、ライフステージに沿った切れ目のない支援を進めます。

## 8 基本施策

### 1 啓発・広報

障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深め、差別の解消や権利擁護の理念を浸透させるため、広報やホームページの活用、啓発事業の開催等を実施し、積極的に周知、啓発を行います。また、障がい者や支援者にとって必要な情報を得やすいような配慮に努めます。

【具体的な取り組み】合理的配慮の周知・啓発、障害者週間の周知、ボランティア学習の場の充実 等

【目標値】差別や偏見を感じている障がいがある人の割合 25.3% (令和5年度) → 15% (令和11年度)

### 2 保健・医療

疾病・障がいのある人の早期発見・早期治療による障がいにつながる疾病の予防や軽減のため、妊娠期や乳幼児期からの一生涯にわたる支援を目指し、保健・医療に関する施策を推進します。

【具体的な取り組み】特定健康診査の実施、妊婦・乳児全戸訪問、医療費助成(乳幼児・児童医療費、重度心身障害者医療費) 等

【目標値】特定健診の受診率 51.3% (令和4年度) → 60% (令和11年度)

### 3 福祉

障がいのある方が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービス提供体制の整備や利用しやすい環境づくりを推進します。

【具体的な取り組み】サービスの適正な提供、在宅重度障害者対策事業、委託相談支援事業 等

【目標値】現在利用している福祉サービスに満足している人の割合 52% (令和5年度) → 60% (令和11年度)

### 4 教育・育成

障がいのある子どもの発達段階、障がいの程度や特性を考慮し、一人一人のニーズに応じた教育の推進に努め、教育相談の充実を図るとともに、医療・福祉と連携した総合的な相談体制の充実に向けた施策を推進します。

【具体的な取り組み】療育相談体制の充実、医療的ケア児総合支援事業(交通費助成) 等

【目標値】①医療的ケア児の受入れ体制の整備 無 (令和5年度) → 有 (令和11年度)

②外出の目的が趣味やスポーツ及びグループ活動である人の割合 28.1% (令和5年度) → 40% (令和11年度)

### 5 雇用・就業

就労希望者が就労できるよう、企業や雇用主に働きかけを行うとともに、各種関係機関との連携を取りながら、就労環境の整備を推進します。

【具体的な取り組み】事業主への啓発、障がい者就労施設等からの物品調達 等

【目標値】障がい者就労施設等からの物品調達件数 0件 (令和5年度) → 3件 (令和11年度)

### 6 生活環境

障がいのある人が地域で安心して安全な生活ができるよう、公共施設等のバリアフリー化や地域ぐるみの防犯・防災体制の整備を推進します。

【具体的な取り組み】公共施設へのバリアフリートイレの整備、個別避難計画の作成 等

【目標値】①障がい者に配慮した公共施設トイレの設置率 56.8% (令和5年度) → 100% (令和11年度)

②個別避難計画の策定件数 1件 (令和5年度) → 10件 (令和11年度)

### 7 スポーツ・文化

各種スポーツや文化・芸術活動を行うことは、生活の質の向上や社会参加の促進を図るうえで重要です。障がいのある人も障がいのない人と同様に、主体的に自分の望むことを楽しむことができるよう、支援体制の整備を推進します。

【具体的な取り組み】障がい者スポーツの指導者の養成、手話通訳者派遣等による生涯学習への参加支援 等

【目標値】(再掲)外出の目的が趣味やスポーツ及びグループ活動である人の割合 28.1% (令和5年度) → 40% (令和11年度)

## 9 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本指針を踏まえて、それぞれの成果目標を設定します。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

★現 状 R4年度末施設入所者数:4人

★目標値 ①地域生活移行者数:0人 ②削減見込者数:0% (重度の障害があるため困難)

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

★現 状 精神病床に1年以上長期入院患者数:5人

★目標値 精神病床に1年以上長期入院患者の退院者数:1人 (病院と連携を図りながら目指す)

### 3 地域生活支援の充実

#### ★現状

(1) 地域生活支援拠点: 令和3年度より猪苗代町・磐梯町・湯川村及び北塩原村の4町村で「会津北部地域生活支援拠点」を整備しました。また、コーディネーター業務を「地域生活支援センターいなわしろ」に委託し、緊急時の支援体制の整備を推進しています。

(2) 強度行動障害者: 0人

#### ★目標値

(1) 地域生活支援拠点: 引き続き、「会津北部地域生活支援拠点」において、支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回、検討・検証の場を設けます。

(2) 強度行動障害者への支援体制の整備: 「会津北部地域生活支援拠点」において、強度行動障害を有する人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備について検討します。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### ★現状

(1) 令和3年度の一般就労への移行者数: 0人

(2) 令和3年度の就労定着支援事業利用者数: 0人

#### ★目標値

(1) 令和8年度の一般就労への移行者数: 1人

(2) 令和8年度の就労定着支援事業利用者数: 1人

(令和5年度現在、就労継続支援A型利用者: 1名、就労継続支援B型利用者: 10名)

### 5 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ★現状(令和4年度末時点)

(1) 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

① 児童発達支援センターの設置: 0か所

② 保育所等訪問支援事業所の整備: 0か所

(2) 重症心身障がい児等への支援体制確保

① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置: 0か所

② 主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数: 0か所

(3) 医療的ケア児支援の協議の場所の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置: 0名

#### ★目標値

(1)~(2) 0か所(単独市町村での設置は困難なため、近隣市町村や相談支援事業所との連携を行い、サービスの提供を行います。)

(3) 協議の場及びコーディネーターの配置: 1名(近隣市町村と連携しながら協議の場及びコーディネーター1名の配置を目指します。)

### 6 相談支援体制の充実・強化等

#### ★現状(令和4年度末時点)

(1) 基幹相談支援センターの設置: 0か所

(2) 協議会の専門部会の設置: 0か所

#### ★目標値

(1) 基幹相談支援センターの設置: 1か所(近隣市町村と連携しながら基幹相談支援センターの設置を目指します)

(2) 協議会の専門部会の設置: 2か所(自立支援協議会の広域設置について、近隣市町村と協議し、2か所の専門部会の設置を目指します。)

### 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

★現状 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への村職員の参加: 1名

★目標値 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への村職員の参加: 2名

## 10 成年後見制度の利用促進

### 1 現状と課題

本村においては、認知症、知的障がい、その他精神上的の障がいがあることにより、日常生活を支える様々な行為や買い物、財産管理が難しい事例が見られます。また、認知症の発症、知的障がいの程度が重度のため、家族からの経済的虐待に至る事例など、対象者の尊厳や安全・安心を確保できないケースがあります。

このような状況の中、本村における高齢化や精神障がい者、知的障がい者の人数の推移から、本制度の必要性がますます高まっていくことが考えられます。

<北塩原村長申立による成年後見制度利用人数>

令和2年度: 2人(高齢者2人)、令和3年度: 2人(障がい者2人)、令和5年度: 2人(高齢者1人、障がい者1人)

### 2 中核機関の設置

令和4年7月より中核機関「会津権利擁護・成年後見センター」を会津圏域11市町村で設置し、権利擁護支援の必要な高齢者及び障がい者の成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の周知啓発、広報活動、相談対応を行っています。令和4年度の北塩原村の相談実績は、40件、実人数2人、対応時間は1,015分となっており、相談時間は11市町村で3番目に多くなっています。

なお、令和6年度からは、市民後見人養成事業を追加し、制度の利用促進を図っていきます。